新潟県条例第60号

新潟県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟県介護保険法関係手数料条例（平成10年新潟県条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項（以下「移動別表項」という。）を当該移動別表項に対応する次の表の改正後の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の項の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の項の表示を除く。）に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

<table>
<tr><th>改　　正　　後</th><th>改　　正　　前</th></tr>
<tr><td>（手数料の納入方法）
第４条　手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、別表１の項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験問題作成事務手数料及び同表20の項に規定する手数料並びに第２条の２第１項の規定により指定試験実施機関に納めるもの及び第２条の３第１項の規定により指定研修実施機関に納めるものにあっては、この限りでない。</td><td>（手数料の納入方法）
第４条　手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、別表１の項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験問題作成事務手数料及び同表21の項に規定する手数料並びに第２条の２第１項の規定により指定試験実施機関に納めるもの及び第２条の３第１項の規定により指定研修実施機関に納めるものにあっては、この限りでない。</td></tr>
<tr><td>**別表**（第２条関係）
<table><tr><th>手数料を納めなければならない者</th><th>名　　称</th><th>手数料の額</th></tr><tr><td>（略）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>２　法第69条の２第１項の規定により介護支援専門員実務研修を受けようとする者</td><td>介護支援専門員実務研修事務手数料</td><td>１件につき
42,200円</td></tr><tr><td>（略）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>５　法第69条の８第２項の規定により更新研修を受けようとする者
(1) 介護支援専門員証の有効期間中に介護支援専門員として実務に従事した経験（以下「実務経験」という。）を有しない者に対する更新研修
(2) 実務経験を有する者（以下「実務経験者」という。）に対する更新研修（更新回数により受講を免除される科目に係るものに限</td><td>介護支援専門員更新研修事務手数料</td><td>

１件につき
29,600円

１件につき
33,600円</td></tr></table></td><td>**別表**（第２条関係）
<table><tr><th>手数料を納めなければならない者</th><th>名　　称</th><th>手数料の額</th></tr><tr><td>（略）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>２　法第69条の２第１項の規定により介護支援専門員実務研修を受けようとする者</td><td>介護支援専門員実務研修事務手数料</td><td>１件につき
13,100円</td></tr><tr><td>（略）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>５　法第69条の８第２項の規定により更新研修を受けようとする者
(1) 介護支援専門員証の有効期間中に介護支援専門員として実務に従事した経験（以下「実務経験」という。）を有しない者に対する更新研修
(2) 実務経験を有する者（以下「実務経験者」という。）に対する更新研修（更新回数により受講を免除される科目に係るものに限</td><td>介護支援専門員更新研修事務手数料</td><td>

１件につき
13,000円

１件につき
11,800円</td></tr></table></td></tr>
</table>

る。） (3) 実務経験者に対する更新研修（前号に掲げるものを除く。）		1件につき18,000円
（略）		
7　法第70条の２第１項の規定により指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者（18の項第２号に規定する場合に係る指定を併せて受けようとする者を除く。）	（略）	（略）
（略）		
16　健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第107条の２第１項の規定により指定介護療養型医療施設の指定の更新を受けようとする者（次項に規定する指定の変更を併せて受けようとする者を除く。）	（略）	（略）
17　旧介護保険法第108条第１項の規定により指定介護療養型医療施設の指定の変更（構造設備の変更を伴うものに限る。）を受	（略）	（略）

る。） (3) 実務経験者に対する更新研修（前号に掲げるものを除く。）		1件につき11,600円
（略）		
7　法第70条の２第１項の規定により指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者（19の項第２号に規定する場合に係る指定を併せて受けようとする者を除く。）	（略）	（略）
（略）		
16　法第107条第１項の規定により指定介護療養型医療施設の指定を受けようとする者	指定介護療養型医療施設指定手数料	1件につき42,200円
17　法第107条の２第１項の規定により指定介護療養型医療施設の指定の更新を受けようとする者（次項に規定する指定の変更を併せて受けようとする者を除く。）	（略）	（略）
18　法第108条第１項の規定により指定介護療養型医療施設の指定の変更（構造設備の変更を伴うものに限る。）を受けようと	（略）	（略）

けようとする者		
18　（略）		
19　（略）		
20　（略）		
21　（略）		
22　（略）		

備考

20の項の介護サービス情報を公表される者が複数の介護サービスを同一の事業所において規則で定めるところにより一体的に提供している場合は、当該複数の介護サービスに係る介護サービス情報の公表を１件の公表とみなす。

する者		
19　（略）		
20　（略）		
21　（略）		
22　（略）		
23　（略）		

備考

21の項の介護サービス情報を公表される者が複数の介護サービスを同一の事業所において規則で定めるところにより一体的に提供している場合は、当該複数の介護サービスに係る介護サービス情報の公表を１件の公表とみなす。

附　則

この条例は、平成28年４月１日から施行する。